

## 2 イラスト・写真・文章等についての権利（著作権）

## 5. 著作物が自由に使える場合

著作権法では、一定の場合に著作物を自由に利用することができることになっています。もっとも、著作権者の利益を不当に害さないように、また著作物の通常の利用が妨げられないように、その条件が厳密に定められています（【表2.3】参照）。なお、著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されないことには注意が必要です。

【表2.3】主な権利制限規定

① 私的使用のための複製（第30条）	⑪ 障がい者のための複製等（第37条、第37条の2）
② 付随対象著作物の利用（第30条の2）	⑫ 営利を目的としない上演等（第38条）
③ 検討の過程における利用（第30条の3）	⑬ 時事問題に関する演説の転載等（第39条）
④ 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用	⑭ 政治上の演説等の利用（第40条）
⑤ 図書館等による複製等（第31条）	⑮ 時事の事件の報道のための利用（第41条）
⑥ 引用（第32条）	⑯ 行政機関情報公開法等による開示のための利用（第42条の2）
⑦ 教科用図書等への掲載（第33条、第33条の2）	⑰ 公開の美術の著作物等の利用（第46条）
⑧ 学校教育番組の放送等（第34条）	⑱ 美術の著作物の展示に伴う複製（第47条）
⑨ 学校その他の教育機関における複製等（第35条）	⑲ 美術の著作物の譲渡等の申出に伴う複製等（第47条の2）
⑩ 試験問題としての複製等（第36条）	⑳ プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（第47条の3）

以下、代表的なものについて説明します。

## ① 私的使用のための複製（第30条）

著作物を個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用することを目的とする場合、著作物の複製が可能となります。しかしながら、会社等の組織においては、たとえ一部門のような限られた範囲内であっても、業務に関わる複製は私的使用のための複製には該当しません。

## ② 検討の過程における利用（第30条の3）

得意先へのプレゼン等、最終的に「著作権者の許諾を得て著作物を利用する」ことを検討する場合、「必要と認められる限度」において、その検討の過程での複製等、その著作物を自由に利用できます。ただし、その著作物の種類、用途、利用の態様によって著作権者の利益を不当に害する場合は、許諾なしに利用することは認められません。

## ③ 引用（第32条）

著作権法では、「引用」は、以下の3つの要件を満たす場合に認めています。

- i) 引用対象が公表された著作物であること
- ii) 引用が公正な慣行に合致するものであること
- iii) 報道、批評、研究等、引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること

このうち、要件 ii)、iii) を満たすためのより具体的な解釈については、判例や学説において、引用部分が (a) 自分の著作物と明瞭に区別されており、(b) 自分の著作物に対して従たる存在であり、(c) 必要最小限の範囲内であり、(d) 必然性を有し、(e) 出所の明示がされていることが必要とされています。引用の要件は厳格に解釈されており、引用目的が販促等の商業的性格が強い場合は、安易に引用すべきではありません。